

# 夕張市財政再生計画の変更 (令和元年6月)の概要

- 本年3月12日に夕張市の財政再生計画の変更について総務大臣が同意したが、平成31年度予算について、その後に発生した新たな事情に早急に対応するため、歳入・歳出額等を変更するもの。
- 変更に伴い必要となる財源については、新たな歳入の確保等により対応することとしており、財政再生計画の主要部分である計画期間、財政再生の基本方針については変更はない。

## I 経過

- R01.6.5 夕張市議会が財政再生計画の変更を議決
- 〃 夕張市長が総務大臣宛の財政再生計画変更報告書及び財政再生計画変更協議書を北海道知事に提出
  - 〃 北海道知事が意見を付して財政再生計画変更報告書及び財政再生計画変更協議書を総務大臣に提出

## II 歳入・歳出額の変更における主な内容

### 1 主な変更事項

#### (1) プレミアム付商品券事業 (+21百万円)

令和元年10月1日からの消費税・地方消費税の引上げに伴い実施されるプレミアム付商品券事業に必要な事務費及び事業費を計上するもの。

(財源) 国支出金 (プレミアム付商品券事務費補助金 9百万円  
プレミアム付商品券事業費補助金 12百万円)

#### (2) 石炭博物館模擬坑道火災対応に伴う経費 (+4百万円)

平成31年4月18日に石炭博物館模擬坑道で発生した火災において、北海道広域消防総合応援協定に基づき、各消防本部へ応援隊の派遣要請を行い、活動を行っているところ。

現場活動中の費用については、現地調達分(消防車両が現地で調達した燃料費等)は要請側が負担することとなっており、活動に要した燃料費について、所要の経費を計上するもの。

(財源) 一般財源 (4百万円)

## 2 性質別歳入・歳出の増減

### 【一般会計】

#### (1) 歳入

地方譲与税の増（＋3百万）、国支出金の増（＋38百万円）、繰入金の増（＋13百万円）、地方債の増（＋2百万円）、その他の減（▲28百万円）により27百万円の増

#### (2) 歳出

人件費の増（＋3百万円）、物件費の増（＋13百万円）、維持補修費の増（＋1百万円）、建設事業費の減（▲12百万円）、繰出金の増（＋12百万円）、その他の増（＋18百万円）により27百万円の増

## II 財政再生計画本文の変更

火災被害への対応のため新たな経費を要することが見込まれること等から、特別職給与及び報酬等の削減について、当分の間、現状の削減率を継続することとし、財政再生計画本文について、次のとおり変更する。

### 〈第4 財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額〉

#### 1 事務及び事業の見直し、組織の合理化その他の歳出削減計画

##### (1) 人件費

##### ウ 特別職給与及び報酬等の削減

(変更前)	(変更後)
<p>・ 市長、副市長及び教育長の給料については、一般職員給与と同様、全国都市最低水準を基本として50～30%の削減を行う。期末手当は削減後の給料を算定基礎として、支給月数を一般職員の期末勤勉手当と同じくし、役職加算は凍結する。また、退職手当は削減後の給料月額を算定基礎として、市長5.313月、副市長3.355月、教育長2.937月の支給とする。ただし、平成31年4月改選までの間は、給料を条例本則の額から平均で60%以上削減し、期末手当は削減後の給料を算定基礎として支給月数を年間2.45月とし、役職加算を凍結し、退職手当を支給しない。</p>	<p>・ 市長、副市長及び教育長の給料については、一般職員給与と同様、全国都市最低水準を基本として50～30%の削減を行う。期末手当は削減後の給料を算定基礎として、支給月数を一般職員の期末勤勉手当と同じくし、役職加算は凍結する。また、退職手当は削減後の給料月額を算定基礎として、市長5.313月、副市長3.355月、教育長2.937月の支給とする。ただし、当分の間は、給料を条例本則の額から平均で60%以上削減し、期末手当は削減後の給料を算定基礎として支給月数を年間2.45月とし、役職加算を凍結し、退職手当を支給しない。</p>

**(参考) 歳入・歳出の全体像**

**【一般会計】**

(令和元年度予算)

(単位：百万円)

区分	変更前	変更後	増減額	主な内容	
歳入	地方税	886	886	—	
	地方譲与税	45	48	2	森林環境譲与税 +2
	地方交付税	4,706	4,706	—	
	国・道支出金	1,858	1,896	39	低所得者保険料軽減負担金 +6 子ども・子育て支援事業費補助金 +7 プレミアム付商品券事業費補助金 +12 プレミアム付商品券事務費補助金 +9 低所得者保険料軽減負担金【道】 +3
	繰入金	775	787	13	財政調整基金繰入金 +12
	地方債	1,192	1,194	2	一般単独災害復旧事業債 +2
	その他	1,435	1,407	▲ 28	まち・ひと・しごと創出寄附金 ▲28
	合計	10,896	10,924	27	
歳出	人件費	1,166	1,168	3	プレミアム付商品券事業 +2
	物件費	968	981	13	プレミアム付商品券事業 +2 幼児教育無償化導入経費 +7 緊急風しん抗体検査等事業 +1 消防一般業務(燃料費) +4 地域産業資源創出事業 ▲1
	維持補修費	445	439	▲ 6	集会施設非常口ドア修繕 +1 地域産業資源創出事業 ▲8
	扶助費	1,436	1,436	—	
	建設事業費	2,015	2,004	▲ 12	地域産業資源創出事業 ▲17 中学校給食のコンビオープン更新 +3 ゆうばりテニスコートクラブハウス修繕 +2
	公債費	3,411	3,411	—	
	うち再生振替特例債	2,558	2,558	—	
	繰出金	850	862	12	介護保険事業会計繰出金 +12
	その他	606	623	17	プレミアム付商品券事業 +17
	合計	10,896	10,924	27	

※端数処理の結果、増減額及び合計が一致しない場合がある。

# 地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

## 健全段階

- 指標の整備と情報開示の徹底
- ・フロー指標：実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
- ・ストック指標：将来負担比率＝公社・三セク等を含めた実質的負債による指標
- 監査委員の審査に付し議会に報告し公表

## 財政の早期健全化

- 自主的な改善努力による財政健全化
- ・財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

## 財政の再生

- 国等の関与による確実な再生
- ・財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
- 【同意無】
  - ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
- 【同意有】
  - ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債（再生振替特例債）の起債可
- ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

## 公営企業の経営の健全化

（健全財政）

（財政悪化）

### 早期健全化基準

### 財政再生基準

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、東京都の基準は、別途設定されている。

実質赤字比率	道府県：3.75% 市町村：11.25%～15%	道府県：5% 市町村：20%
連結実質赤字比率	道府県：8.75% 市町村：16.25%～20%	道府県：15% 市町村：30%
実質公債費比率	25%	35%
将来負担比率	都道府県・政令市：400% 市町村：350%	

資金不足比率  
（公営企業ごと）

### 経営健全化基準

20%

3年間（平成21年度から平成23年度）の経過的な基準（都道府県は25%→25%→20%、市区町村は40%→40%→35%）を設けている。東京都の基準についても、経過措置が設けられている。

指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用